

令和7年7月25日

障害福祉サービス事業者 各位
特定・一般相談支援事業者 各位

名古屋市健康福祉局
障害福祉部障害者支援課

介護給付費等にかかる過誤申立て依頼書のオンライン受付開始について

日頃より本市の障害者福祉行政の推進にご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

みだしの件につきまして、この度、下記のとおりオンラインでの受付を開始いたします。

記

1. 対象となる給付費

介護給付費、訓練等給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費
※移動支援、地域活動支援給付費の過誤調整はオンライン受付の対象外です。

2. オンライン受付開始時期

令和7年8月1日（金）
以降はオンラインでのご提出をお願いします。

3. オンライン受付フォーム

【URL】

<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya/smart-apply/apply-procedure-alias/syogaikago>

【ウェルネットなごや掲載場所】

TOP>事業者の方へ>請求事務について

※オンラインでの受付開始に伴い、過誤申立て依頼書の様式を変更しました。
変更後の様式での送信をお願いいたします。新様式はウェルネットなごやの上記ページに掲載しております。

4. 留意点

- 過誤申立て依頼書のファイル名は、**〔事業所番号＋事業所名.xlsx〕**にしてください。

〔例：事業所番号 2310000001 「なごや生活介護事業所」の場合
⇒2360000001 なごや生活介護事業所.xlsx〕

- 過誤調整のスケジュールは現行から変更ありません。
過誤申立て依頼書の名古屋市への提出期限は、再請求を行う前月末です。

〔例：令和7年8月1日にオンラインで過誤申立て依頼書を提出
⇒国保連への再請求は令和7年9月〕

(参考) 過誤調整の流れ

- ①原則、再請求する月の前月末日までに過誤申立て依頼書を提出
- ②障害者支援課で依頼書の内容を確認後、再請求が可能である旨事業所に連絡
- ③依頼日の翌月1日～10日までに国保連へ再請求
- ④再請求を行った月の翌月上旬に、国保連から「過誤決定通知書」を事業所へ送付

(問い合わせ先)

健康福祉局障害者支援課認定支払担当

電話：052（972）2639

FAX：052（972）4140